奈良県告示第七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、櫟本土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十七年六月五日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　退任役員の役名、氏名及び住所

理事　薮内　善行　天理市櫟本町七一一
〃　吉本　昭藏　〃　二九八五―一
〃　吉本　利郎　〃　二三八八
〃　中西　章　〃　六五四
〃　南田　由雄　〃　一四一二―一
〃　石井　廣三　〃　一五〇二
監事　津田　弘夫　〃　一四五三
〃　白田　一男　〃　六三五
〃　福田　重美　〃　七六一

二　就任役員の役名、氏名及び住所

理事　吉本　昭藏　天理市櫟本町二九八五―一
〃　吉本　利郎　〃　二三八八
〃　藪内　茂弘　〃　七〇三
〃　本田　陽康　〃　六三八
〃　中﨑　太平　〃　九二七
〃　八百井　忠弘　〃　一四二九―一
監事　奥田　政男　〃　六六九
〃　戸田　環　〃　一〇三六―一
〃　村井　寛　〃　七七七